

# ～にこにこキッズルーム利用案内～

十津川村教育委員会では、保護者等が就労等により昼間家庭にいない児童のために適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全育成を図るとともに、保護者の就労等の円滑化を支援するため、令和6年度も「にこにこキッズルーム（以下「キッズルーム」）の開設を予定しています。

## \*はじめにお読みください\*

- このしおりには、キッズルームの利用手続き、利用方法、利用料金について記載していますので、お申込みの前によく読んで、その後も保管してください。運営状況により、変更がある場合もあります。
- 児童にとってより良い環境づくりのため、児童、保護者、スタッフ間のコミュニケーションづくりにご協力ください。
- ご利用にあたって事前に面談を実施させていただく場合があります。
- 保護者等が在宅の日にはキッズルームを利用できません。ご家族で一緒に過ごしてください。

もくじ	1	運営内容について	・・・	P 2
	2	利用手続きについて	・・・	P 4
	3	利用料金等について	・・・	P 6
	4	利用にあたってのお願い	・・・	P 7

十津川村教育委員会事務局 教育課

〒637-1333 十津川村大字小原225番地の1

電話：0746-62-0003/FAX：0746-62-0522

# 1 運営内容について

## (1) 対象児童

★次の全てに該当する児童

- ① 村立小学校の1年生から6年生までの児童であること
- ② 着替えやトイレ等、身の回りのことが自分でできる児童であること
- ③ 保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童であること

★利用の優先順位について

お申込みが定員（40名）を超える場合は、次の優先順位によって利用者を決定します。

- ① 低学年の児童及びひとり親世帯等の特別な事情がある児童  
（1年生→2年生→3年生→4年生→5年生→6年生の順に受け入れます。）
- ② 村内に祖父母等が居住していないこと  
聞き取り等により状況を判断します。  
近隣に見守りをできる大人がいる場合は優先度が低くなる場合があります。
- ③ 育児休暇中等ではないこと  
育児休暇や時短勤務中の方がいる場合は優先度が低くなる場合があります。

## (2) 開設場所

村民ひろば（ミーティングルーム）

※体育館も使用する場合があります。

<平日の移動手段>

★第一小学校児童：三光タクシー

★第二小学校児童：スクールバス（折立今戸行き）

<長期休業中>

村民ひろばのミーティングルームまで送迎をお願いいたします。

## (3) 開設日時

★平日（月曜日～金曜日）・・・ 下校会終了後～午後6時

★長期休業中（夏／冬／春）・・・ 午前8時～午後6時

※お迎え時間（午後6時まで）厳守してください。

※新1年生については、学校生活に慣れることを優先していただくため、一定期間利用をお断りさせていただきます。利用開始時期は利用申請書を提出いただいた方に別途ご連絡いたします。

※運営状況により、開設できない場合があります。

(4) 閉設日

- ★土日・祝日、8月13日～16日、12月28日～翌年1月3日、3月31日～始業式の前日
  - ★前日までに翌日の利用者がいない場合
  - ★学校の臨時休校日
  - ★警報や雨量規制通行止めが発表されたとき
  - ★その他、教育委員会が必要と認める日
- ※急を要する連絡や当日の閉設については、マチコミで連絡します。

(5) 生活の流れについて

平日							下 校 会 終 了 後	宿 題 ・ 学 習	自 由 時 間	帰 宅 準 備	帰 宅
時刻	8～9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
長期 休業中	朝 礼	静 か に す る 時 間	自 由 時 間	昼 食	自 由 時 間		お や つ	自 由 時 間		帰 宅 準 備	帰 宅

## 2 利用手続きについて

### (1) 利用申請手続き

下記の提出書類に必要事項を記入し、教育委員会事務局にご提出（郵送可）ください。

※提出書類に不備がある場合、利用できませんのでご注意ください。

#### 【提出書類】

- ①にこにこキッズルーム利用申請書（児童1人につき1枚）
- ②児童状況届（児童1人につき1枚）
- ③保護者の就労等を証明する書類（就労証明書や入院計画書等）  
※学生を除く18歳以上の同居の人全員分

#### 【利用申請に必要な書類 ※学生を除く18歳以上の同居人全員分】

利用区分	利用の理由	申請時の添付書類 (就労等の事実を証明する書類)
通年 長期休業中	就労	就労証明書、自営業申立書
	通院・入院	入院計画書、診断書の写し 等
	家族の介護	障害者手帳の写し、介護認定書の写し 等
緊急一時利用	就労	上記に同じ
	家族の介護	上記に同じ
	通院・入院	診察予約票の写し 等
	就職面接等	面接通知の写し 等

#### 【提出期限】

##### ★通年利用を行う場合

4月から利用を開始する場合・・・令和6年2月29日（木）まで

5月以降に利用を開始する場合・・・利用開始月の前月15日まで

##### ★長期休業中の利用（通年利用を併せて申請可能です）

夏休み・・・令和6年6月28日（金）まで

冬休み・・・令和6年11月15日（金）まで

春休み・・・令和7年2月28日（金）まで

##### ★緊急一時利用

初回利用・・・利用する日の7日前まで

## (2) 利用中止（変更）手続き

★利用を中止する場合や内容に変更がある場合は、手続きが必要ですので教育委員会事務局までお問い合わせください。

★利用を中止する場合は、中止する前月末日までにご連絡ください。

## (3) 利用の取消し

★次に該当するときは、キッズルームの利用を取消しとする場合があります。

- ・保護者が、利用料を大幅に滞納したり、年度内にお支払いいただけないとき
- ・対象児童に該当しなくなったとき
- ・偽りやその他の不正な手段により利用の許可を得たとき
- ・その他、教育長が放課後児童健全育成事業の運営上支障があると認めるとき  
(集団生活が困難、他児童や支援員・補助員に繰り返し危害を加える等)

### 3 利用料金等について

#### (1) 利用料金

利用区分	利用日数	1世帯につき
通年利用	月15日未満	1,500円/月
	月15日以上	3,000円/月
長期休業中	半日(5時間以下)	300円/日
	半日(5時間超)	500円/日
緊急一時	-	300円/日

★通年利用の方は、月額利用となります。

ただし、長期休業中の利用については日額での利用となります。

★緊急一時利用の場合、月単位で利用料を請求します。

★利用開始時に、通年利用または緊急一時利用を決定し、年度が終わるまでの利用区分の変更はなしとします。

※要保護・準要保護世帯及びひとり親世帯は利用料が免除されます。

#### (2) 納付方法等

★利用終了月の翌月に納付書で請求します。

例：4月利用分→5月末までに納付書送付→6月末までにお支払い

※3月分、春休み利用分については年度末につき、4月末までにお支払いいただきます。

★下記の場所にてお支払いください。

南都銀行・新宮信用金庫・奈良県農業協同組合・十津川村役場出納室

※ゆうちょ銀行でのお支払いはできません。

#### (3) 利用料をお支払いいただけない場合

★利用料を滞納した場合、文書、電話、訪問等による納付勧告を行います。

★納付勧告に応じず利用料をお支払いいただけない場合は、利用を取消させていただきます場合があります。

## 4 利用にあたってのお願い

### (1) お子様の送迎について

- ★児童の送迎は、保護者の方がお願いいたします。
- ★迎えの際は、必ずお子様のいる部屋まで来てください。
- ★仕事等が終了次第、速やかにお迎えに来てください。
- ★申請書に記載のない方がお迎えの場合は、必ず事前に教育委員会事務局まで連絡してください。

### (2) 欠席時の連絡等について

- ★欠席は、必ず当日の午前11時までに教育委員会事務局と学校の両方にご連絡ください。
- ※下校会までにご連絡いただけなかった場合、利用予定表通りの出欠でお預かりまたは帰宅とさせていただきます。（預かりの場合は利用料金が発生します。）

### (3) 雨量規制通行止めや警報が発表された場合について

- ★平日  
学校終了時までには発表された場合、学校の指示に従い帰宅します。  
キッズルーム中に発表された場合、教育委員会事務局から保護者に連絡します。
- ★長期休業中  
午前6時30分時点で発表されている場合は終日閉設します。  
※直前直後に解除された場合は別途教育委員会事務局から連絡します。

### (4) 病気等に伴う利用制限について

- ★お子様に熱等の疾病症状がある場合は利用できません。  
預かり途中で症状が出た場合も保護者に連絡し、お迎えにきていただきます。
- ★感染症等による学年閉鎖の際は、本人に症状が見られない場合であっても、該当する学年の児童は利用できません。

### (5) 持ち物について

- ★水筒、タオルは必ず毎日持たせるようにしてください。
- ★学校給食がない日は、必ずお弁当を持たせてください。
- ★キッズルームに持参するものには必ず名前をお書きください。
- ★ゲーム機やおもちゃ等は持たせないでください。

#### (6) おやつについて

★おやつの提供はありません。また、平日の学校給食がない日以外にお弁当やその他食べ物を持参しないでください。

※長期休業中のみ1日1回おやつの時間を設定していますので、自宅から忘れずに持たせてください。（忘れた場合、もらったりできませんのでおやつはなしになります。）

#### (7) 保険の加入について

★万が一のケガ等に備えて、傷害保険に加入します。

#### (8) その他

★施設用品を破壊した場合は、費用を弁償いただくことがあります。

★児童の所持品等を破壊した場合には、保護者間（当人同士）の話し合いで弁償するなどして解決していただきます。

★キッズルームで使用するマチコミは学校のものとはアカウントが異なりますので、利用申請書を提出いただいた方に別途ご連絡いたします。